

第1回いじめ対策審議会（議事概要）

- 1 日 時 平成26年4月28日（月）14:00～16:00
- 2 場 所 県民会館7階「鶴」
- 3 出席者 （1）委員7名
 （2）県教育委員会、知事部局 11名

4 会議の概要

（1）会長の選出

議事に先立ち、会長の選出及び会長代理の指名が行われた。森田洋司氏が会長に選出され、森田会長により、新井肇氏が会長代理に指名された。

（2）審議会運営規定並びに傍聴規定について

事務局案について協議、了承された。

（3）兵庫県いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策について

事務局より説明後、意見交換。

（4）「重大事態」に関する調査方針について

事務局より説明後、意見交換。

5 発言要旨

（1）兵庫県いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策について

【委員からの質問】

- ・学校いじめ防止基本方針の公開の時期は、一斉なのか完成次第順次なのか。
- ・策定段階において、地域や保護者の意見をどう取り入れたか。
- ・各校のホームページへのアップの状況は。
- ・私学や市町の状況はどうか。

【事務局回答】

- ・作成方針について、情報提供を行うとともに、作成でき次第、適宜公開するよう指導している。
- ・地域や保護者の意見については、策定の段階で生徒会、PTA、学校評議員から意見を聞いている。
- ・ホームページについては、現段階で100校程度が掲載しており、引き続き公開するよう指導していく。
- ・私学については、県のいじめ防止基本方針をもとに各学校の建学の精神を踏まえ、策定しているところである。
- ・市町については、3月17日に県の基本方針を送付した。5月末のアンケート調査ではっきりするが、各小中学校の公開時期は市町によって異なると思われる。

【委員からの意見】

- ・アンケートの結果を踏まえ、早めに対応をお願いしたい。
- ・兵庫県の基本方針は、単に学校だけでなく、家庭・地域を含め社会をあげて取り組むという特徴があり、大事なポイントとなっている。
- ・教育委員会からのアンケートもそのあたりを意識した調査をすることで、学校も自然と意識をしていく。

(2) 「重大事態」に関する調査方針について

【委員】

- ・調査委員の調査の過程で、事案によって警察との関係が出てくるが、刑事訴訟法の問題がある。警察が押収した資料については、公判が終わるまで法的には原則開示できない。
- ・大津の事件の事案の場合は、そのあたりを連携し、現物そのものではなく、コピーで調査に協力しながら、両者がうまく事実究明にあたった、という経緯は説明しておく必要がある。兵庫県としては、どういう風に考えているのか。

【事務局】

- ・重大事態の場合、並行して警察の方が調査することについては想定できる。その際、それぞれの目的の部分があり、連携についてはなかなか個別に言いにくい面がある。
- ・なんらかの連携は、必要かと思う。個別について、こういうものについてどうかなどは調査の状況によっての判断になるかと思う。

【委員】

- ・調査について因果関係の特定を急ぐべきではない、ということを明記していることは大事なことである。

【委員】

- ・国の基本方針の中でも明記されていること。
- ・因果関係の特定に限界がある。あえてそれに踏み込むのではなく、むしろ事実に向き合って、事実から今後の子供たちの安心、安全、快適を、どう図っていくかが大事な視点である。
- ・当事者の成長を図り、成長につなげていく指導を、事実の中からどう汲み上げて、そして当事者と当事者以外の子供たちに対して、どれだけ適用できるかが、調査の大きな目的である。

【委員】

- ・自殺に限ると、なぜ自殺に至ったかという調査のプロセスにおいては、できるだけ事実に向き合っていくことになる。
- ・しかし、いじめと自殺がどういう因果関係があるのかということについては、調査を急ぐべきではない。

【委員】

- ・本審議会は一次調査結果を検証することから、再調査をすることはありえないと考えてよいか。

【事務局】

- ・再調査は、教育委員会とは一線を画すため、知事の委嘱する委員によって行う。
- ・特別委員会は調査の調査を行う機関であり、本審議会に設置する。
- ・第1次の調査は、教育委員会の責任で行う。

【委員】

- ・本審議会は、条例で設置された附属機関である。
- ・基本方針では、重大事態が起きた時には、附属機関を使って背景調査をすることが望ましいとある。
- ・しかし兵庫県においては、附属機関ではなくて、教育委員会あるいは学校が第三者委員会を設置するという解釈で問題ないか。

【事務局】

- ・委員の解釈で問題ない。
- ・調査委員については、各種団体に推薦をいただく用意をしている。

【委員】

- ・いじめ防止基本方針は、全県のものである。市町もしくは私立学校に対して、どのように重大事態を把握し、本審議会にフィードバックをするのか。

【事務局】

- ・文科省のいじめの調査は1年に1度しかないが、市町において重大事態があった場合は速やかに報告していただくことになっている。
- ・市町においては、可能な限りで月々の報告のなかにも、いじめの報告を要請している。
- ・私立においては、重大事態に対してはその都度報告するように依頼している。

【委員】

- ・私学には建学の精神があるが、いじめだけでなく、子供の成長発展を私学とともに考えなければならない。共通に認識し、それぞれの設立理念のもと具体策をたててもらいたい。
- ・いじめの調査は毎月行っていると聞いているが、新規のいじめと継続のいじめを分けて把握しているか。
- ・子供たちの年間のライフスタイルに合わせていじめが発生する。新規のいじめが起こってくるのは、新学期や連休明け、6月あたりが多いといわれる。休み明け、11月、いくつかの山がある。それに合わせて適切な指導を行うことや、年間を通じた指導の仕方も考える必要がある。

【事務局】

- ・次年度に向けて検討していく。

【委員】

- ・兵庫県の基本方針で校長のリーダーシップのもと、教職員の共通理解のもとに掲げている。策定した過程でどれだけ自分たちの体制、対応のありかたを見直しできたのかというところが、いじめを生まないところにつながると思う。1回作って終わりではない。
- ・どんな取組をして、策定されたのか、それが今にどういきているのか、ということも検証する必要がある。

【委員】

- ・生徒指導は全員でやらなければならない、徹底した組織的な対応が必要である。
- ・ベテランが指導するといった形でなく、年齢に関係なく若い先生を巻き込んで、一緒に考える組織的学習を学校現場で取り入れる必要がある。

【委員】

- ・学校いじめ防止基本方針は、生徒指導部会、学年会、校務運営委員会、職員会議、学校評議委員会など、さまざま場所で意見を聞き、ホームページにて更新する必要がある。

【委員】

- ・いじめの背景を確認し、被害者をサポートすることが重要である。
- ・調査の結果が、必ずしも被害者に満足してもらえないとは限らない。調査について被害者に、最初に説明しておくことが重要である。